

議案第 75 号

大野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱案

令和 6 年 12 月 24 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

電子申請など申請手続きの簡易化を図るため

大野市教育委員会告示第 号

大野市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和２年教育委員会告示第１５号）の一部を次のように改正する。

令和６年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（申請手続） 第７条 就学奨励費の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費支給申請書（様式第１号）に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。	（申請手続） 第７条 就学奨励費の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費支給申請書（様式第１号）に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。 <u>２ 前項に規定する申請書の提出は、児童生徒が在籍又は就学予定の学校長（以下「学校長」という。）を経由して行う。ただし、学校長を経由し難い事由がある場合は、市長に直接申請することができる。</u>

附 則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。